

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成30年11月22日 九州管区行政評価局

特定外来生物「オオキンケイギク」に係る処分方法の周知強化等をあっせん

ー 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、環境省九州地方環境事務所に対し ー

総務省九州管区行政評価局(局長 吉武 久)は、特定外来生物「オオキンケイギク」の処分方法について行政相談を受けました。特定外来生物は、栽培、運搬等が禁止され、処分方法に制約があります。当局が調査したところ、住民の「オオキンケイギク」の認知度は低く、市町村でも特段の配慮なく他の雑草と同様に除草しているとみられました。

九州各地においても同様の状況にあることが想定されることから、当局では、幅広い観点からの意見を聴取して対応することが必要と考え、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議(座長 石森 久広 西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)に諮りました。

その結果を踏まえ、本日、環境省九州地方環境事務所に対し、住民及び地方公共団体に処分 方法の周知を強化すること、住民が防除活動しやすいように処分方法を緩和してほしいとする市 町村からの意見・要望を環境省に対して上申することなどを内容とするあっせんを行いました。

【行政相談の内容】

道路沿いに咲いていた花が私有地に広がっている。特定外来生物に指定されているオオキンケイギクと思われる。行政は除草しないのか。処分の方法に制約があるようだが、自分で刈り取ってもよいのか。

※ オオキンケイギクとは

- ・ 特定外来生物に指定(平成 18 年 2 月)。緊急対策が必要な外来種に区分
- ・ 栽培、運搬等は禁止(違反した場合、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金)

本件照会先

総務省九州管区行政評価局 首席行政相談官 大庭 具史 電 話:092-431-7136(直通) メール:ksy32@soumu.go.jp

<事案の概要>

環境省が定めた住民による処分・地方公共団体の防除活動(別紙フロー図参照)

- 1 住民による処分
- (1) 根から引き抜いて 2~3 日天日にさらして枯死。各地方公共団体の分別方法に従いゴミ出し
- (2) 住民団体は、以下を満たせば生きたままの運搬は可(環境省が「植物の運搬及び保管に関する通知」を発出)。
- ① ごみの焼却施設等への運搬であること
- ② 落下や種子の飛散等の逸出防止措置をとっていること
- ③ 事前に公表された活動であること
- 2 地方公共団体による防除活動

防除を行おうとする特定外来生物に係る防除実施計画を作成し、主務大臣から計画の確認を受けた後、特定外来生物の防除を行うことができる。

しかしながら・・・

1 住民は知らない

- (1)「オオキンケイギク」を知っていた 17.8%(19 人/107 人)
- (2)「オオキンケイギク」が特定外来生物に指定されていることを知っていた 8.4%(9 人/107 人) (総務大臣委嘱の行政相談委員へのアンケート結果による)

2 調査対象6市町は・・・

- (1) 庁内で、処分方法に制約があることを周知徹底せず(5 市町)
- (2)「植物の運搬及び保管に関する通知」を住民に周知せず(5市町)
- (3) 防除実施計画を作成し、主務大臣の確認を受けているもの(九州内で1町のみ※)
 - ※ 町自らが、あるいは、委託している道路作業員が、オオキンケイギクを根から抜く防除を計画的に実施。 担当者によると「見た目の印象ではあるが、平成 30 年度はオオキンケイギクが少ない」とのこと。
- (4) 特段の配慮なく他の雑草と同様に除草を実施しているとみられるもの(5 市町)

<市町村の意見・要望>

- ①「抜く」「2~3 日天日にさらして枯死」「ゴミ出し」という処分方法は住民には手間。緩和してほしい。
- ② 通知が求める「住民団体が防除を実施する際の事前公表」は困難。「事前公表」の具体的方法を示してほしい。

行政苦情救済推進会議に諮ったところ・・・

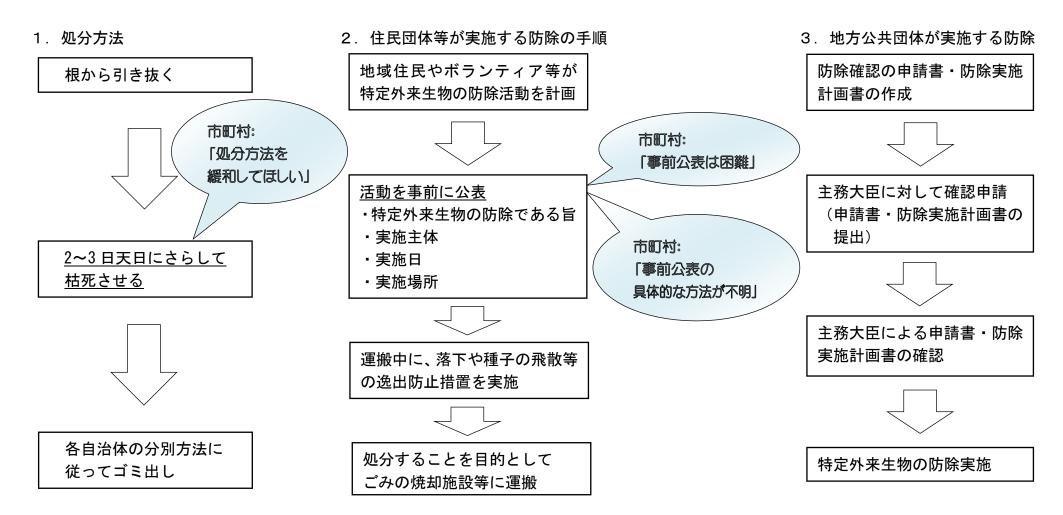
- 1 住民への周知及び地方公共団体内部の情報共有が不十分な状況。周知徹底に努めていただきたい。
- 2 地方公共団体・住民による防除活動を推進するためにより一層の周知や助言を行うこと。住民等が防除を実施する際の処分方法等の取扱いを見直すこと。

<u>これを受けて環境省九州地方環境事務所に対して以下をあっせん</u>

- 1 地方公共団体に対して、以下の内容について、依頼を実施すること
- (1) 地方公共団体の環境部局から道路、河川、公園、住宅等の関係部局に対する「オオキンケイギク」に 関する周知及び部局間における情報共有
- (2) 住民への「オオキンケイギク」が特定外来生物であることの周知の実施又は強化
- (3) 住民への「植物の運搬及び保管に関する通知」の周知
- 2 防除計画の作成を推進するため、地方公共団体に対して、制度の周知及び手続に関する助言を実施すること
- 3 「住民が防除を実施する際の処分方法の緩和」、「事前公表方法のより一層具体的な例示」を実施して ほしい旨の地方公共団体からの意見・要望について、環境省本省に対して上申すること

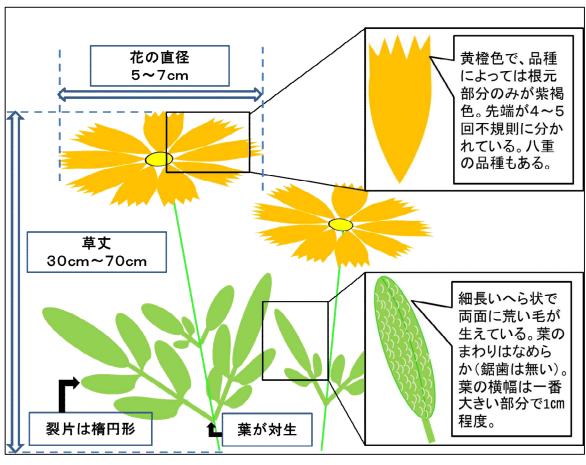
(別紙)

環境省が定めた住民による処分・自治体の防除活動(フロー図)



(注) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律等に基づき当局が作成





図はイメージです。個体差があります。

出典:環境省九州地方環境事務所ホームページ

特徴

- キク科多年生草本
- 草丈は30cm~70cm程度
- 花期は5月~7月(地域によって多少の違いがあります)
- 花は直径5cm~7cmの頭状花(茎の一番先に1つの花が付く)
- 花びら(舌状花)の色は黄橙色で花の中央部(管状花)も同じ色だが、 品種によっては花びらが八重のものや、花びらの基部が紫褐色のものもある。
- 花びらの先端が不規則に4~5つに分かれる
- 葉は細長いへら状で、対生(茎の両側に葉がある)である。
- 葉の両面には荒い毛があり、葉の周囲はなめらか(鋸歯がない)である。
- 葉の一番幅がある部分の幅は1cm程度。
- 成長がすすんだ葉は、3~5枚の裂片に分かれる。裂片は楕円形。
- 葉は花のそばには付かない。

ポイント

- <u>オオキンケイギクは多年草であり、種子もある程度地中で生きたまま残る</u>植物です。 そのため、前年度オオキンケイギクがあった場所には、翌年も発生する可能性が高い と考えられます。
- オオキンケイギクは外来生物法に基づき、平成18年2月1日に特定外来生物に指定され、栽培や売買等が原則禁止されました。最近、花卉販売店等で購入された種子や苗から栽培した植物であれば、オオキンケイギクではなく、似ている植物である可能性が高いと思われますので、上記の特徴などをよくご確認ください。
- 特定外来生物に指定される前は、自由に売買され、道路工事などの際の緑化資材として使用されていたこともあるため、河川敷などの身近なところにオオキンケイギクは生育しています。

駆除方法

多年草であることや、地中に種子が残っていることから、簡単に駆除はできません。根から抜き取るのが一般的ですが、種子の拡散を防ぐには種子ができる開花期の始め頃までに、地上部を刈り取ることも効果的です。周囲の環境によっては除草剤による処理も可能です。外来生物法により、駆除した草の生きたままの運搬は禁止されているので、種子が拡散しないよう袋に密閉して枯死させる等した後で、各自治体のゴミ処理方法に従って処理してください。また、地上部を駆除しても、その場所の土を移動させる等すると、地中にある種子を別の場所に拡散してしまう可能性もあるので、注意しましょう。

(参考2)

オオキンケイギクが繁茂している状況

○ 道路沿いに繁茂している状況(筑紫野市。当局5月撮影)



〇 公園に繁茂している状況(筑後市。行政相談委員5月撮影)



(参考3)

解説

【特定外来生物と国・地方公共団体の役割】

- 1 特定外来生物
- (1) 外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがある ものの中から指定
- (2) 生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含む。
- (3) 平成 30 年 4 月時点で 148 種類が指定
- 2 緊急対策外来種
- (1) 対策の緊急性が高く、特に、各主体がそれぞれの役割において、積極的に防除を行う必要があるもの
- (2) 外来種を対策の方向性から分類した生態系被害防止外来種リストに基づく区分
- (3) アライグマ、セアカゴケグモ、ツマアカスズメバチ等もこの区分に含まれる。
 - ※ オオキンケイギクによる被害 オオキンケイギクは河原で繁茂し、河原特有のカワラサイコやカワラ ナデシコなどの在来種と競争し、これらを駆逐する事例が発生

3 国の役割

- (1) 外来生物法に基づき特定外来生物の防除を行う。
- (2) 教育活動、広報活動等を通じて、特定外来生物の防除等に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。
- 4 地方公共団体の役割
- (1) 必ずしも特定外来生物の防除を行う義務はない。
- (2) 防除を行おうとする特定外来生物に係る防除実施計画を作成し、主務大臣から計画の確認を受けた後、特定外来生物の防除を行うことができる。

【行政苦情救済推進会議とは】

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置。以下の方々で構成(平成30年8月3日開催当時)

石森 久広 (西南学院大学副学長·大学院法務研究科教授(座長))

久留 百合子(消費生活アドバイザー)

浅野 秀樹 (弁護士)

三木 和信 (福岡行政相談委員協議会会長)

髙木 直人 (公益財団法人九州経済調査協会理事長)

戸江 千枝 (税理士)

坂井 政美 (株式会社西日本新聞社論説委員長)

(参考4)

関係法令

1. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号) 最終改正:平成 26 年法律第 69 号 ~抜粋~

(飼養等の禁止)

第4条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。

(主務大臣等による防除)

- 第 11 条 特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合に おいて、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係 行政機関の長(以下「主務大臣等」という。)は、この章の規定により、防除を行う ものとする。
 - 2 主務大臣等は、前項の規定による防除をするには、主務省令で定めるところにより、関係都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。
 - 一 防除の対象となる特定外来生物の種類
 - 二 防除を行う区域及び期間
 - 三 当該特定外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分(以下「捕獲等」という。)又は その防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等その他の防除の 内容
 - 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(主務大臣等以外の者による防除)

- 第 18 条 <u>地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であって第十一条第二項の規定により公示された事項に適合するものについて、主務省令で定めるところにより、主</u> 務大臣のその旨の確認を受けることができる。
 - 2 国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、主務省 令で定めるところにより、その者が適正かつ確実に実施することができ、及び第十 一条第二項の規定により公示された事項に適合している旨の主務大臣の認定を受け ることができる。
- 2. 特定外来生物被害防止基本方針 (平成 26 年 3 月 18 日閣議決定) ~抜粋~
 - 第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想
 - 2 課題認識

このような外来生物による被害又はそのおそれが新たに確認された場合には、緊急に 当該外来生物の防除の措置を講ずることが必要であり、既にまん延して被害を及ぼして いる外来生物については、計画的に防除を行うことが必要

- 第4 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項
 - 1 防除の公示に関する事項
 - (1) 防除の主体及び公示の方法

国は、制度上その保全を図ることとされている地域など、全国的な観点から防除を 進める優先度の高い地域から、防除を進める。

地域の生態系等に生ずる被害を防止する観点から地域の事情に精通している地方 公共団体又は民間団体等が行う防除も重要であり、これらの者により防除の公示内 容に沿って防除が積極的に進められることが期待

- 2 防除の実施に関する事項
- (2) 計画的な防除の実施

特定外来生物が、既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすお それがある場合には、国、地方公共団体、民間団体、土地の所有者及び管理者等の関係者が連携して計画的に防除を進めることが必要

3. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用(植物の 運搬及び保管)について(平成27年1月9日環自野発第1501091号自然環境局野生生 物課長通知)~抜粋~

近年、外来生物の悪影響に対する国民の認識の高まりもあり、地域住民やボランティア等によって特定外来生物の防除が各地で行われるようになっています。これらの防除には特定外来生物に指定されている植物を対象にした小規模な活動が数多く見られます。このような活動においては、防除の確認又は認定を受けていることは少ないため、防除した特定外来生物を殺処分する目的であっても運搬することができず、このことが防除の妨げになっているとの指摘が一部の地方自治体などからなされているところです。

- 1. 特定外来生物を生きたまま運搬することは原則禁止である。ただし、特定外来生物である植物の防除を目的とした、地域住民又はボランティア等による小規模な活動の円滑な実施を図るため、以下の要件を全て満たすものについては、確実に殺処分されることが明確である上で逸出が不可能な状態を保って行われるものであり、外来生物法の「運搬」には該当しないものである。なお、これらの要件を明確化するのは、外来生物法の趣旨にかんがみ、第三者からも、外来生物法の適用を受ける行為とそうでない行為を区別できるようにし、規制の実効性を確保するとともに、不適切な運搬による特定外来生物の拡散等を防ぐ必要があるためである。
 - ア) <u>防除した特定外来生物である植物を処分することを目的として、ごみの焼却施設等</u> (最終処分場、収集センター等を含む) に運搬するものであること
 - イ) 落下や種子の飛散等の逸出防止措置が運搬中にとられているものであること
 - ウ)<u>特定外来生物の防除である旨、実施する主体、実施する日及び場所等を事前に告知</u>するなど、公表された活動に伴って運搬するものであること
- 3. 相当の規模で継続的な事業として行われる防除については、計画的かつ効率的な実施を 図る観点から、外来生物法に基づく防除の確認又は認定を受けることが適当である。